

高知県漁業経営維持安定資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県漁業経営維持安定資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、知事の認定を受けた漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）に従い漁業経営の再建を図ろうとする中小漁業者（以下「対象漁業者」という。）に、緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金である高知県漁業経営維持安定資金（以下「維持安定資金」という。）を融通する事業（以下「融資事業」という。）を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の維持・安定を図ることを目的とする。

(利子補給)

第3条 県は、維持安定資金を貸し付ける高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）で定める融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この要綱に定めるところにより、当該維持安定資金に係る利子補給金を交付する。

(貸付利率等)

第4条 前条の利子補給の対象となる維持安定資金の貸付利率等は、漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和51年6月1日付け51水魚第2900号水産庁長官通知）3の（3）及び漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第4の2の規定に基づき、知事が別途通知するものとする。

(利子補給の契約)

第5条 県と融資機関との間で締結する利子補給契約書は、知事が別に定めるものとする。

(利子補給金の請求及び交付)

第6条 利子補給を受けようとする融資機関は、事務処理要領に定める利子補給金請求書を、次の表に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区分	利子補給期間	請求期日
上期分	1月1日～6月30日	左欄の期間と同年度内の7月末日
下期分	7月1日～12月31日	左欄の期間と同年度内の1月末日

2 県が交付する利子補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、融資機関から利子補給金の請求があった場合であって、交付することが適当であると認めたときは、当該請求を受理した日の属する月の翌月中にこれを交付するものとする。

(利子補給の返還等)

第7条 知事は、融資機関がこの要綱に違反したと認めたときは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、対象漁業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該貸付金に対する利子補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

(1) 知事が当該利子補給に係る再建計画の認定を取り消したとき。

(2) この制度により、借り入れた資金を目的外に使用したとき。

(3) 虚偽の借入申込書により借り入れたとき。

(延滞金)

第8条 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられた場合であって、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(関係書類の保存)

第9条 融資機関は、この要綱による資金の貸付け及び利子補給に係る関係書類を他と区分して利子補給終了後 5 年間保管しなければならない。

(書類の検査及び報告)

第10条 知事は、必要があると認めたときは、対象漁業者及び融資機関の関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、対象漁業者及び融資機関は、これに協力しなければならない。

(情報公開)

第11条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、維持安定資金利子補給金の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

(略)

附 則 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。